

大阪泉南アスベスト訴訟公判決に関する会長声明

大阪地方裁判所は、2010年（平成22年）5月19日、大阪泉南アスベスト国賠訴訟事件について、国の責任を認める判決を言い渡した。

この事件は、国が、石綿（アスベスト）による健康被害について、国が規制をしなかったことが国賠法上違法であるとして、これによって生じた石綿紡織工場の元従業員ら原告らの被害について国に賠償を求めたものである。

今回の判決は、国は、石綿による病気発症の危険性について、1959年（昭和34年）から認識しており、1960年（同35年）までに、局所排気装置の設置など石綿粉じんの抑制措置を義務付けなかったこと及び1972年（昭和47年）に石綿粉じん濃度の測定結果の報告及び改善措置を義務付けなかったことは、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くもので違法であるとして国の不作為責任を認め、また、被害拡大を招いたのは、国と企業側の共同不法行為であり、国が一次的な賠償責任を負うとする判断をした。

今回の判決は、石綿による健康被害について、初めて国の責任を認めた画期的判決と評価できるものである。

そもそも、国は、国民の生命、身体の安全を守るため適切な行為規制と事後的な救済を行うことを義務付けられているが、今回の判決を受け、緊急に石綿健康被害救済法における指定疾病を拡大するなどの措置を講じる必要がある。

今後、国においては、本判決の重みを真摯に受け止め、健康被害防止のための規制権限を適正行使するよう努めるとともに、緊急に石綿健康被害救済法における指定疾病を拡大するなどの措置を講じ、原告を含む全国にわたる多数の被害者の救済を図るよう強く求めるものである。

2010年（平成22年）5月24日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣